

問題提起者意見及び所管省庁対処方針（全文）

1 意見を付した案件（4 案件）

1-(1)パブリック・コメント手続等の改善

1-(2)外国大学の日本校に対する税制優遇措置の適用

1-(3)大量所有自動車の登録に係る手続の見直し

2-(1)外国人経営者の在留資格基準の明確化(OTTO番号 671)

2 その他の案件（3 案件）

情報機器に付属するACアダプターの扱いに関する規制見直し

電子レンジ用圧力鍋に対するPSCマーク取得のための検査方法の改善

電波を利用した自動車関連装置に関する規制緩和

1 意見を付した案件

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
1-(1)	<p>パブリック・コメント手続等の改善</p> <p>[在日米国商工会議所]</p>	<p>日本の各省庁が規制の設定又は改廃に伴い政令・省令等を定める際に、施行前にその案を国民に示してパブリック・コメントを求める手続が1999年から実施されました。これは、日本の行政への国民の参加、透明性及び国民に対する説明責任という面で新たな時代の幕開けであった、と私どもは考えています。1999年にパブリック・コメント手続が設定されて以来、インターネットの普及によって、行政機関は瞬時に、ほとんど費用のかからない方法で、新たな規制案に関する情報を周知することができるようになりました。また、行政機関は、産業界や国民の意見を、電子メールやインターネットを通して容易に得ることができるようになりました。ただ残念なことに、国民の行政参加という理念に対してどちらかというと消極的な、またパブリック・コメント手続の浸透を促進するよりはむしろ遅らせるような担当当局の対応によって、パブリック・コメントの潜在的な可能性と効果が十分に生かされていないケースが多く見受けられます。ACCJは、このような行政側の消極的な対応が、パブリック・コメント手続を介して国民が行政に参加する機会を増やすに当たっての障害の一因であり、同時に、日本国内で事業を営む国際企業の活動に対する潜在的障害にもなっていると考えます。</p> <p>パブリック・コメント手続の潜在的な効果を損なう結果となった過去の事例の一つとして、厚生労働省「雇用管理に関する個人情報の適正な取り扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(案)」(以下、「指針案」)についてのパブリック・コメントが挙げられます。2004年6月15日、厚生労働省は、予告無しに指針案を公表し、2週間以内にコメントを提出するように要請しました。2週間という期間は、他の省庁が、個人情報保護法に基づき制定するガイドラインのためのパブリック・コメントを募集する期間と比較するとはるかに短いものであり、行政手続法の要請する期間と比較してもは</p>	<p>1. 政府は、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定)等において、政省令等の行政立法手続の法制整備を検討することとし、その際、パブリック・コメント手続の法制化についても検討することとしたところである。</p> <p>総務省においては、上記を踏まえ、総務大臣の下に本年4月から行政手続法検討会を開催し、これらについて鋭意検討しているところである。</p> <p>2. 現行の閣議決定においても、パブリック・コメント手続の対象は「広く一般に適用される国の行政機関等の意思表示(で、規制の設定又は改廃に係るもの)」とされており、これには、政令、府省令、告示のほか、行政手続法上の審査基準や処分基準等も含まれ、かつ、本手続は全省庁を対象としたものである。</p> <p>また、検討中の行政手続法改正においては、パブリック・コメント手続の対象範囲について、行政手続法検討会が現在検討中であるが、一般には、パブリック・コメント手続を適用すべき案件かどうかは、定められるべき内容により判断されるべきものである。</p> <p>なお、法律については、国民の代表たる国会において審議・制定されるものであり、一般的にパブリック・コメント手続の適用が適当かについては検討を要するところである。いずれにせよ、行政手続法においては、行政と国民との関係における手続を定めるものであるのが難しいのではないかと。ちなみに、パブリック・コメント手続の先進国とされている米国においても、法律をその対象としているとは承知していない。</p> <p>3. 現行の閣議決定では、行政機関は提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うとされている。意見募集期間終了時から最終的な意思決定までにどの程度の期間を要するかについては、意見が提出されなかった場合や、短期間に集中的に考慮を行うことが可能な場合などもあることから、案件の内容等により異なってくるものである。したがって、30</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>るかに短いものでした。ACCJプライベート・タスクフォース及びヒューマン・リソース・マネジメント委員会は、このわずかな期間内に、6ページに亘る詳細な意見書を作成し、提出いたしました。厚生労働省は、パブリック・コメントの募集期間終了後24時間以内に、指針案を最終化させてしまいました。その最終化の速さ、また、パブリック・コメントの対象となった指針案の変更がわずかなものであったこと等の事実は、我々のパブリック・コメントが果たして最終版の作成に際して考慮されたのかという疑問を我々に投げかけました。</p> <p>その他、パブリック・コメント手続の潜在的なメリットに制限を与えるとと思われる、ACCJの会員が経験した具体例を下記のとおり掲げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制案の発表日程が休暇の期間が始まる直前に設定されること。この結果、民間人がコメントを作成する時間が制限される結果となっていること。 ・ 意見募集期間に関して政府が遵守すべき要件が、新たな規制を設定する際に全く無視されてしまうこと。 ・ 意見募集期間の終了後、規制の最終版に大幅な修正を加え、かつその修正内容が公開されないこと。これにより、修正箇所で行われた問題に対してコメントや国民の意見が反映されないこととなる。 <p>上記の具体例以外でも、パブリック・コメントのメリットに制限を与えられると思われる要因として、現行のパブリック・コメント手続がすべての立法過程において可能なものではないこと、また、パブリック・コメントの機会が、法令の策定の非常に遅い段階で行われ、またその期間が極めて短い時間に限られていることなどが挙げられます。これら要因は、関係する産業界や民間人が享受しうるメリットを損なうだけではありません。すべての立法過程においてパブリック・コメントが可能であり、立法の目的について広範な議論を促進していたならば日本の政策担当者が享受していたであろうメリ</p>	<p>日間というように具体的な日数をもって一律に規定することは適切ではなく、行政機関が必要に応じて適切な期間を確保することが適切であると考えます。</p> <p>4. 我が国においては、国家公務員法第98条第1項により、国家公務員はその職務を遂行するについて法令及び上司の職務上の命令に従う義務があり、これに反し適正な事務処理をなさなかった場合には、国家公務員法違反として同法に基づく懲戒処分の対象となる。</p> <p>「処罰」とはどのようなものを想定しているのか不明であるが、仮に、刑事罰のような制裁を想定しているのであれば、可罰性等慎重に検討されるべき問題である。</p> <p>5. 現在でも、個別のパブリック・コメント手続についての苦情を申し出ることを妨げる仕組みはなく、各省庁において適切に処理されていると考えられ、また、OTOや総務省の行政相談制度も存在することから、行政手続法において特別の仕組みを規定しなくとも対応が可能であると考えます。</p> <p>ただし、当事者が内閣総理大臣に直接不服申立てを行うことができる制度の創設については、各省大臣が事務を分担して所掌する我が国の行政制度との整合性の観点から現実的でない。</p> <p>6. いわゆるゴールデン・ウィークやお盆・年末年始休暇が意見募集に対応が可能な営業日かどうかは各企業により異なっていると考えられ、また、パブリック・コメント手続は、企業のみならず、広く国民一般からの意見を求めるものであるから、休日を一律に期間計算から除外することは適当でない。ただし、各府省が手続を行う段階で、休日を考慮して意見募集期間を長く設定することについては、これを妨げるものではない。</p> <p>7. 御指摘はひとつの考え方であり、このような手続が可能かつ必要な場面もあり得るであろうが、行政事務の効率化を損ねたり、硬直化を招いたりするおそれがあること、その必要性・合理性について疑問がある場合もあることから、全ての案件について一律に義務付けることは適当でない。</p> <p>なお、諸外国においても、御指摘のよ</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>ットをも損なうのです。</p> <p>最後に、新たに規制を制定する手続の多くの部分が依然として不透明であり、アクセスまたは理解することが困難である点について憂慮します。特に、審議会その他公式な勉強会における審理の透明性の度合いは一樣ではなく、これは、審議会が日本の法律制定及び政策決定過程において継続的に大きな役割を果たしていることから特に重要な問題といえます。</p> <p>上記に鑑み、ACCJは、日本のパブリック・コメント手続に以下の修正が加えられることを提案します。</p> <p>1. 日本の行政機関が規制の設定、修正または廃止を行うときは、すべてパブリック・コメント手続に委ねなければならないとする手続上の要請について、行政手続法を改正してかかる要請に制定法上の根拠を与えること。また、本要請に対する例外は制限されるべきであり、当該例外は明記されること。</p> <p>2. 行政手続法の改正では、パブリック・コメント手続を、規制のみならず、その他すべての制定法(国会への提出に先立って審議会で話し合われたり、省庁で草案としてまとめられる場合)、ガイドライン、その他一般的に適用される政府の同様の行為についても要請すること。本要請に対する例外も制限されるべきであり、当該例外は明記されること。また、本要請は全省庁に対して適用されること。</p> <p>3. 行政手続法の改正では、意見募集期間終了後規制が発表されるまでの間、担当者が受け付けた情報を処理できるよう、30日間の「待機期間」を定めること。</p> <p>4. 行政手続法の改正では、パブリック・コメントの要請を実施しなかった担当官に対して、個人的に処罰を与えるようにすること。</p> <p>5. 行政手続法の改正では、特定の省庁(または担当官)がパブリック・コメント手続に適切に従わなかった場合、当事者が総理大臣に不服申立を行うことのできる「苦情」提出手続について定めること。</p>	<p>うな手続を一律に義務付けている例はないと承知している。</p> <p>8. 現行の閣議決定においても、案を公表した行政機関は、提出された意見・情報に対する当該行政機関の考え方を取りまとめ、提出された意見・情報と併せて公表することとされているので、御指摘の要請に応えているものと考えます。</p> <p>9. 8で述べたとおり、現行の閣議決定においても、御指摘の要請に応えているものと考えます。</p> <p>10. 現在、平成15年7月に策定した「電子政府構築計画」に基づき、電子政府の総合窓口(e-Gov)においてパブリックコメント募集中案件及び募集結果を一元的に情報提供することとしており、本年1月から順次実施している。</p> <p>御指摘のシステムについては、その実施が可能かつ必要であれば整備する場合もあり得るが、意見を求める内容や各行政機関の体制が異なることから、一律に全ての省庁にその実施を義務付けることは現実的でない。</p> <p>11. 現行の閣議決定においては、原則として全ての規制についてパブリック・コメント手続に付すこととされており、御指摘の要請に応えているものと考えます。</p> <p>仮に、審議会等への諮問の30日前までにパブリック・コメント手続を実施せよとの趣旨であれば、審議会において原案を作成するケースもあるなど審議会の審議形態は様々であることから、全ての案件に一律に義務付けることは適切でない。</p> <p>12. 審議会等の整理合理化に関する基本的計画(平成11年4月27日閣議決定)別紙3「審議会等の運営に関する指針」において、審議会等は会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、これが不可能な場合にはその理由を明記し、議事要旨を公開すること(ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。)並びに議事録及び議事要旨の公開に当たっては、一般のアク</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>6. 国民の祝日、4月30日、5月1日、5月2日、お盆休暇となる5営業日、及び12月28日から1月5日までの年末年始休暇は、意見募集期間の計算に含めないこと。</p> <p>7. コメント（攻撃的な内容のものを除く）はすべて、受付より48時間以内に（コメント期間終了後でなく）担当省庁のホームページに掲載されるべきであること。これは、コメントの提出過程において関係する論点に関する対立する政策上の考慮の発展を可能とするためである。また、規制に実質的な変更がなされ、当該変更が公表されていない場合、当該変更箇所についてもパブリック・コメントを募集すること。</p> <p>8. 最終決定の前に、関係省庁は、受け付けたすべてのコメントに対して、個別にまたは適切な場合はカテゴリー別に、具体的に回答し、それを公表すること。</p> <p>9. 規制の最終版においては、パブリック・コメントを行った者が懸念した事項を明確にし、当該懸念に基づいてどのような変更をしたか、またはしなかったか、について明記すること。</p> <p>10. すべての省庁は、パブリック・コメントを求めるために規制をホームページに掲載した時点で、登録ユーザーに電子メールで通知が行われる登録システムを実施すること。</p> <p>11. 手続上、現行のパブリック・コメント手続から除外される審議会その他の勉強会についても、その審議に基づく提言を、関係省庁が当該審議内容を取り上げる少なくとも30日前までに公表し、その内容の審査またはコメントを募集すること。また、これを可能にするために手続を改正すること。</p> <p>12. 行政機関が運営・管理するすべての審議会その他公式の勉強会は、可能な範囲で、インターネット上で審議議事録を公開し、その審議の内容を公表するよう努めるべきこと。</p> <p>13. 外国企業が日本の市場において相当程度のプレゼンスを有し、長期間にわたって関与している点に鑑み、ACCJ及び他の外国企業の企業団体は、専門家あるいは影響を受ける当事者と</p>	<p>セスが可能なデータベースやコンピューター・ネットワークへの掲載に努めることを規定しており、これに基づき各審議会等において適切に対応しているものと認識している。</p> <p>なお、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成13年3月29日行政情報化推進各省庁連絡会議了承）においても、電子的手段により提供することを積極的に推進する情報の内容として、審議会、研究会等の審議経過、議事録又は議事要旨、会議に提出された資料も列記されているところである。</p> <p>13. 「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）別紙3「審議会等の運営に関する指針」において、「審議会等は、その調査審議に当たり、特に必要があると認める時には、当該調査審議事項と密接に関連する利益を有する個人又は団体から意見を聴取する機会を設けるよう努める」旨を規定しており、これに基づき各審議会において適切に対応しているものと認識している。</p> <p>14. 一般に、日本国内での諸活動は日本法に従うべきものであるが、日本法が日本語で書かれている以上、用語や文意について齟齬が生じないよう、これに基づく行為等は日本語で行われるべきものと理解している。</p> <p>パブリック・コメント手続において外国語での意見提出を認めることが望ましい場合もあると思われるが、意見を求める案件の内容や翻訳等に係る行政事務の負担を考慮した上で、各行政機関が個別にその必要性を判断すべきものであって、全ての案件に一律に義務付けることは適当でない。</p> <p>なお、パブリック・コメント手続の先進国とされている米国においても、外国語による意見提出が制度的に一律に認められているとは承知していない。</p> <p style="text-align: right;">【 総務省 】</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>して、審議会その他公式の勉強会に意見を具申するためのより多くの機会が与えられること。</p> <p>14 .日本国内で事業を営む国際企業が、日本国内における当該企業の権益に影響を及ぼす事項に関して意見を提出する機会を得るために、また、より重要なこととして、日本において業務を営む企業の国際化による利益を日本の政策担当者が享受するためにも、コメント提出の時間的制約及び国内経済の国際化に鑑みて、英語でパブリック・コメントを提出する機会が与えられるべきこと。この場合、日本語版は適宜追って提出させるものとする。なお、経済産業省はすでに、「従業員による発明について適用される法令に基づく手続に関するケース・スタディ」や、「産業構造審議会環境部会地球環境小委員会中間取りまとめ 今後の地球温暖化対策について 」に対するコメントを英語で募集しているところ。</p> <p>(再意見)</p> <p>1 . 透明性を高めるための措置について政府がさらに調査研究を続けるという、それ自体はもちろん大切なことであるが、平成 11 年の閣議決定に従って制定された現在のパブリック・コメント手続に述べられる透明性向上の目的の速やかな実行が妨げられるようなことがあってはならないと考える。ACCJ は、パブリック・コメント手続の制定法上の根拠となる法案を速やかに作成し、国会審議に向けて提出されるよう、総務省に何度も要請している。</p> <p>2 . ACCJ は、内閣によるパブリック・コメント手続の推進が進展していることを評価するが、この点については政府によるより一層の行動が可能であると考えます。</p> <p>ACCJ は、国会で審議される日本の法律を対象にしたパブリック・コメント手続が行政手続法以外の法律に準拠しなければならない可能性があることを認識している。実際、本件は日本の官僚を関与させずに国会自らが審議すべき問題である。</p> <p>とはいえ、法案作成の過程に事実上</p>	<p>(再対処方針)</p> <p>1 . 行政手続法検討会は、いわゆるパブリック・コメント手続の法制化などを求める報告を平成 16 年 12 月 17 日に総務大臣に行った。また、同年 12 月 24 日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」では、「行政立法について、共通の手続として国民一般から意見提出手続等を法制化すること」を盛り込んだ。政府は、これらに沿って、行政手続法改正案の立案作業を進め、次期通常国会に提出することとしている。</p> <p>2 . 米国における ACCJ の指摘の事務は、米国行政手続法に基づくものではないと承知している。</p> <p>なお、日本においては、中央省庁等改革基本法第 50 条第 2 項があり、法案を含め重要な政策の立案に当たり、広く国民の意見を求めている。</p> <p>また、国会内の委員会における法案の取扱い(公聴会を開催するか等)については国会において判断すべき問題であり、総務省としてはコメントする立場にないが、公聴会の開催例もあると聞いている。</p> <p>3 . ACCJ の意見を全面的に否定して</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>多くの省庁が深く関与している限り（国会審議に諮る前に政府内委員会で検討される初期段階の法案の多くが、事実上各省庁で作成されている点を指摘したい）ACCJは、これらの法案が行政手続法に基づいて適切にパブリック・コメント手続の対象になるべきであると考えます。</p> <p>本手続の先進国とされる米国で実施されている手続に関しては、ほぼすべての法案について議会で採決されるよりかなり前に草案の形式で一般市民に公開される。加えて、法案は議会内の委員会に送付され、委員会は法案について公聴会を開催することが多く、立法手続への一般参加を開放している。法案に関する議会内委員会の報告は、ウェブサイト http://thomas.loc.gov/cp108/cp108query.html で閲覧することができ、多くの委員会が検討中の法律についてその他の情報をインターネットで公開している。たとえば、 http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/R?d107:FLD005:@3(House+International+Relations) など。日本の国会における立法資料（特に省庁作成のもの）には、これに相当するような情報入手先が存在しない。</p> <p>3. ACCJは、法律の現状については認識しており、変更を強く支持している。だが、日数を決めた「待機期間」が適切でない、との点には同意しかねる。ACCJはいずれにせよ少なくとも最低限の待機期間のみを定めることを推奨する（もちろん、適切であればこれを上回る期間も可能とする）。30日間の待機期間を定める（緊急の場合は限定的に例外を認める）とする統一方針は、実行しやすく、影響を受けるあらゆる関係者の理解も容易に得られるであろうし、民間部門が新たな規制を理解してこれに適應するための時間的余裕を与えるものである。日数を決めた待機期間が存在しないと、影響を受ける関係者が合理的な期間内に新たな規制を遵守するのが困難となる。</p> <p>4. 「(個人的な) 処罰」とは、その職員に対する行政上の制裁を意味しており、これには(i)減給または降格、(ii)</p>	<p>いるのではない。ただし、様々な案件があることから一定期間を一律に義務付けることは適当でない。また、一定期間を一律に義務付けた場合、当該期間を確保できないことを理由として意見募集期間を短縮したり、そもそも手続に付さない案件が増加するおそれもあると考える。</p> <p>また、ACCJの回答では、「待機期間」は「民間部門が新たな規制を理解してこれに適應するための時間的余裕を与えるものである」としているが、日本では、法令の周知や影響を受ける関係者の準備期間のために、法令の「公布」から「施行」までの間に一定の期間が確保されるのが一般的であり、「日数を決めた待機期間が存在しないと、影響を受ける関係者が合理的な期間内に新たな規制を遵守するのが困難になる」との懸念は当たらない。</p> <p>なお、総務省のデータでは、平成14年度にパブリック・コメント手続に付された政令、省令、告示のうち、意見募集期間終了後から意思決定までの期間が21日以上だったものが約62%となっている一方、10日未満のものは約17%に過ぎない。</p> <p>4 繰り返しになるが、日本においては、国家公務員法第98条第1項により、国家公務員はその職務を遂行するについて法令及び上司の職務上の命令に従う義務があり、これに反し特定の職員が適正な事務処理をなさなかった場合には、国家公務員法違反となり、同法に基づく懲戒処分の要件を構成する場合もある。</p> <p>5. ACCJの意見が「多くの省庁がパブリック・コメント手続の文言とその精神のいずれにも従っていないと考える」根拠を承知していないが、当省としては、実態調査結果を踏まえると、多くの省庁は本手続に従って適切に手続を実施していると考えている。ACCJの指摘のような例は、パブリック・コメント手続の制度上の問題ではなく、個別の案件における問題であると考えている。その解決にあたっては、総務省のモニタリング等の既存の制度をもって対応が可能と考える。</p> <p>6. 休日を意見募集期間から除外するこ</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>賞与の減額、(iii)昇進・昇格の一時停止、(iv)個人への戒告、(v)公的な戒告を含むことができる。</p> <p>5. 残念ながらACCJの見解は貴省とは異なると申し上げざるを得ない。本件について意見書で指摘したように、ACCJは、多くの省庁がパブリック・コメント手続の文言とその精神のいずれにも従っていないと考える。さらに我々の知るかぎり、どの省庁もこれまでパブリック・コメント手続に従わなかったとして担当官を(公式にであれ非公式にであれ)懲戒したことがない。このことが、日本の行政担当者の説明責任(アカウンタビリティ)を高めるといふ本手続の目的が広く誤解され、かつ各省庁間で軽視されることにつながっているとACCJは考える。</p> <p>ACCJは、関係省庁がパブリック・コメント手続に従わない場合の苦情を取り扱う「オンブズマン」を総理大臣の管轄下または内閣のいずれかに設けるよう、総理大臣に要請する。この提案の目的は、手続に従わない省庁の顔をつぶしたり罰することにあるのではなく、手続が確実に実施されてその重要性が担当省庁によく理解されるようにすることにある。</p> <p>6. ACCJはこれに賛成しかねる。総務省が一定の「除外期間」を設けるように命じれば、特定の省庁が休日の付近を公表予定日にしてコメントを最低限に抑えようとする事も防止され、政府に対してより有意義な発言の機会が増える。</p> <p>7. ACCJは、この点について貴省が硬直的なお考えであることを残念に思う。速やかな掲載により、産業界や市民における対話が促進され、決定に関連する政策上の見解の相違を担当官がよく知ることができる、ということACCJは繰り返して申し上げたい。さらに、政府内の過程もより一層透明になる。仮に48時間以内の掲載を義務付けるのが実現不可能である場合、「ガイドライン」または「望ましい例」として示されれば幸いである。</p> <p>8. 繰り返しになるが、ACCJはこ</p>	<p>とも可能かつ必要な場面もあり得るであろうが、全ての案件について必要なものでないことから、一律に義務付けることは適当でない。</p> <p>なお、当省としては、「特定の省庁が休日の付近を公表予定日にしてコメントを最低限に抑えようとする」例があるというACCJの指摘は根拠のないものとする。</p> <p>7. ACCJの意見のような手続が可能かつ必要な場面もあり得るであろうが、そうでない場合もあることから、一律に義務付けたり、推奨したりすることになじまないと考えている。</p> <p>なお、米国においてこのような事務が法制が存在するとは承知していない。</p> <p>8. 仮にACCJの指摘のような例があるとすれば、それは現行の制度に沿ったものではない。パブリック・コメント手続の制度上の問題ではなく、個別の案件における問題であり、まず当該事例に責任を有する行政機関と議論すべきである。繰り返しになるが、現行の閣議決定において、案を公表した行政機関は、提出された意見・情報に対する当該行政機関の考え方を取りまとめ、提出された意見・情報と併せて公表することとされている。</p> <p>なお、平成15年度分の実施状況調査結果では、閣議決定対象の501件のうち、提出された意見等が公表されていないなど閣議決定の手続に沿わない処理がなされたものは17件(3.4%)に過ぎない。</p> <p>9. 一部に不適切な事例がみられたとすれば、パブリック・コメント手続の制度上の問題ではなく、個別の案件における問題であり、まず当該事例に責任を有する行政機関と議論すべきである。8でお示したように、現行の閣議決定において、案を公表した行政機関は、提出された意見・情報に対する当該行政機関の考え方を取りまとめ、提出された意見・情報と併せて公表することとされている。</p> <p>10. 前回回答のとおり、電子政府の総合窓口(e-Gov)においてパブリック・コメント募集中案件及び募集結果が一元的に情報提供されており、これを十分活用することが期待される。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>の手續が実行されているとする貴省の見解に賛成しかねる。事実ACCJは、コメントが正式に提出された後に、関係省庁が、その要請がどれだけ不適切であるかを構わず、コメントの提出を撤回または非提出とするよう提出者に要請したことがあるとさえ聞いている。このように民間での開かれた討議を覆い隠したりまたは抑制しようとするのはまったく不適切である。コメントを速やかに掲載することを定め、最終的に周知する段階での関係省庁による編集作業を排除することで、これらの試みは排除されるであろう。最低限、民間から提出されたすべてのコメントが統一して適正に扱われるようにするよう各省庁に行政上の指導がなされるべきである。</p> <p>9. この方針がどの程度実施されているかについて貴省とACCJとの間には見解の相違がある。実際に、雇用管理に関する個人情報の適正な取り扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(案)についてACCJがパブリック・コメントを厚生労働省に提出した経験から、上記は正しくないことが分かっている。したがってACCJは、このような内閣の指導がどの程度遵守されているかにつき、独立の検討会やワーキンググループに調査を委託し報告がなされるよう提案する。</p> <p>10. システムの点から見ると、コメント募集および回答を一元的に登録する方が、関係省庁が個別に扱う現在のやり方よりも(規模のメリットにより)はるかに経費を節約でき、しかもユーザーの利便性も良い。そのためACCJは、民間からの発言を処理する共通のプラットフォームを設けて各省庁がアクセス、使用できるようにすべきだと考える。</p> <p>11. 貴省の上記コメントは、ACCJの提案に回答するものではない。ACCJが述べているのは審議会による提言であって、審議会への提言ではない。つまり、審議会が規制案の検討を終えて関係省庁に提出する際に、まずその提言を公開し、関係省庁が問題点を取</p>	<p>11. 「現在の制度では、影響を受ける多くの関係者は規制案がパブリック・コメント手続に付されてからでしか知ることができず、その時点までに当該省庁の見解が固まってしまっているため、異なるアプローチが採用される可能性は実質的に失われているといえる」とするACCJの意見は当たらないと考える。パブリック・コメント手続では、当然、各府省が十分検討した上で作成した案が提示されるが、それは提出された意見等を考慮した上で変更することはありうる。</p> <p>なお、各府省が規制の原案をパブリック・コメント手続に付す前の段階としては、審議会等が、その審議・検討の中間段階において報告案をパブリック・コメント手続に付している例も少なくない。</p> <p>12. 具体的にどのような運用を期待されているのか不明であるが、引き続き、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)及び「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」(平成13年3月29日行政情報化推進各省庁連絡会議了承)に基づき、各審議会等において適切に対応していくものと認識している。</p> <p>13. 具体的にどのような水準までを期待されているのか不明であるが、引き続き「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)に基づき、各審議会等において適切に対応していくものと認識している。</p> <p>14. 各府省が個別の案件ごとにその必要性等を判断した上で、外国語での意見提出を認めることは否定されないが、各府省に一律に義務付けたり推奨したりすることは適当でない。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>り上げる前に待機期間を設けるべきである。これにより、利害関係者は規制案の内容を理解し、自らの営業活動に及ぶ可能性がある影響について検討し、規制案の妥当性や予定される規制の実施方法について関係省庁に発言する機会を得ることができる。現在の制度では、影響を受ける多くの関係者は規制案がパブリック・コメント手続に付されてからでしか知ることができず、その時点までに当該省庁の見解が固まってしまっているため、異なるアプローチが採用される可能性は実質的に失われているといえる。</p> <p>12. ACCJは、上記に貴省が指摘したとおり進展があることを了解しているが、審議会議事録に対するアクセスを高め、より一般的に審議会の審議の透明性を高めるために、もっと多くのことができると思う。</p> <p>13. ACCJはこれに賛成しかねる。ACCJは、審議会の審議の透明性が適切な水準になるまでにはさらに長期を要すると思う。</p> <p>14. ACCJは、パブリック・コメント提出の時間的制約や、国内経済の国際化に鑑み、日本国内で事業を営む国際企業が日本国内における当該企業に影響を及ぼす事項に関して意見を提出する機会を得られるようにし、またこれら企業の国際化による利益を日本の政策担当者が享受することができるようにするため、パブリック・コメントの募集が英語でも行われるのが望ましい、とする提案をここで再度申し上げたい。パブリック・コメントをまず英語で提出する場合には、日本語版は適宜追って提出される。</p> <p>ACCJは常に日本法の遵守を意図しており、日本の法律が日本語以外の言語で書かれたり、解釈、あるいは理解されるべきであると示唆したことはない。</p>	

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
1-(2)	<p>外国大学の日本校に対する税制優遇措置の適用</p> <p>[テンプル大学ジャパン、在日米商工会議所]</p>	<p>現在、外国大学の日本校は制度上、日本の大学とも外国の大学とも認められていない。日本の大学として認められるためには、大学設置基準および学校法人になるための条件を満たしていなければならないが、その多くは外国大学の日本校が特徴を生かして運営していくには実情に則していないものである。</p> <p>このため、外国大学の日本校は法令上の位置づけが明確でないまま運営せざるを得ない状況となっており、結果的に税制の優遇措置の適用を受けられていない。このことが、学生・大学双方に多大な経済的負担を課しており、大学運営上の障害として外国大学の日本への進出を妨げる要因となっている。実際に80年代に我が国に進出した外国大学のほとんどが、優遇措置によって守られた日本の大学との競争に敗れ撤退している。</p> <p>近年、我が国がアジアにおける教育市場としての魅力を欠く一方、中国、シンガポール、タイなどが注目を集めている。また韓国も外国大学の誘致に積極的である。WTOにおいても、高等教育の提供が貿易自由化交渉の対象となり、我が国も各国から教育市場の開放を求められている。日本をアジアの教育市場として魅力ある存在とするためには、税制の優遇措置を外国大学の日本校にも適用し、日本の大学とのイコールフットイングを実現させることが必要と考える。これにより、高等教育分野における市場アクセスが容易になり、我が国の高等教育機関の競争力を高める結果となる。競争力が高まり世界をリードする教育の提供が実現すれば、日本と日本国民にとって有益であるだけでなく、日本の教育を求める学生・研究者を世界中から集客することが可能となり、教育・経済・文化のすべてにポジティブな影響をもたらすと考えられる。</p> <p>外国大学の日本校は、日本の大学と同様に非営利の教育活動を行っているにもかかわらず、設置法人の形態に基づいて学費等に消費税が課税されるほ</p>	<p>(法人税、寄附金)</p> <p>本件問題提起は、「外国大学の日本校について設置法人の形態に関わらず日本の大学に対する税制上の取扱いと同等にして欲しい」ということであるが、次のとおり、税制上同等に取り扱うことはできない。</p> <p>文部科学省によれば、本件問題提起の対象となる外国大学の日本校は、現行の学校教育法上の「学校」ではなく、学校教育法上の「学校」とみなされることにもなっていない。また、当該外国大学の日本校に係る運営主体は、有限会社であって、私立学校法上の「学校法人」ではなく、私立学校法上の「学校法人」とみなされることにもなっていない。このように、外国大学の日本校は、学校教育法上の学校と位置付けられている日本の大学とは全く異なった法的位置付けがなされているものである。</p> <p>わが国法人課税制度は、組織形態等に着目して課税上の取扱いを定めている。すなわち、学校法人を含む公益法人等については、剰余金や残余財産が類似の法人や国等以外に分配されないなど、一定の公益性が制度上担保されていることに着目して、有限会社などの営利法人とは異なる課税上の取扱いがなされている。なお、この課税上の取扱いについては、内国法人・外国法人の別やその出資者の居住・非居住の別を問わず内外無差別のものとなっており、対日投資に関する障壁には全く該当しないものである。</p> <p>上記を踏まえれば、当該外国大学の日本校については、学校教育法上の「学校」ではなく、運営主体も有限会社であり一般の企業と同じ営利法人であることから、現行制度上は、一般の企業と同じ税制上の取扱いとなる。</p> <p>なお、そもそも本件問題提起は、上述のような現行制度を前提として、提起者の側において「学校法人によって運営される学校」とすることにより、解決できる問題ではないかと考えられる。</p> <p>(消費税法上の取扱い)</p> <p>消費税は、財貨・サービスの消費一般に</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>か、法人税、不動産取得税、都市計画税、住民税、事業所税が課税される。また通常学校法人等公益法人に対する教育振興を目的とする寄付金は、指定寄付金として所得税控除(寄付金控除)の対象となるが、この指定寄付金制度も適用されていない。さらに租税条約に基づく教授等受け入れに関する所得税の免税措置、勤労学生の所得税控除も適用されない。</p> <p>文部科学省では、外国大学の日本校について、本校が自国で正規の大学であることなど一定の条件のもとで、卒業生に日本の大学院への入学資格を与えるなど、我が国の教育制度における取扱いを明らかにするとの方針を示しているが、日本国内において日本の大学と同等の教育を提供していると認められるこうした外国大学の日本校については、設置法人の形態にかかわらず、日本の大学に対するものと同様の税制優遇措置を与えることができるよう、方策を検討すべきである。</p>	<p>広く公平に負担を求める税であり、原則として、国内における全ての財貨・サービスの販売・提供を課税対象としているが、教育等については、社会政策的配慮から一定の範囲で非課税としている。</p> <p>「教育」といってもその範囲は広範に及ぶため、全ての財貨・サービスを課税対象とする原則の下で、例外的に非課税とする教育の範囲については何らかの基準で限定する必要がある。この場合、学校教育行政における観点とは無関係に消費税独自の立場で限定することは困難であることや、適正な執行を図る観点からも非課税となる取引とそれ以外の取引とを客観的に区分できるということが要請されることから、その対象範囲については、国民生活に最も密着した基礎的な教育の提供といった視点から、教育行政において、学校教育を行う教育施設として法的な位置付けが明確となっている学校教育法第一条に規定する学校(一条学校)を引用することによって限定している。</p> <p>したがって、卒業生に日本の大学院への入学資格を与えるなどの措置が講じられたとしても、当該措置は外国大学の日本校を学校教育法的一条学校と位置付けるものではないことから、非課税とすることはできない。</p> <p>(勤労学生控除)</p> <p>勤労学生控除は、働きながら学業を続ける者に対して、その特別な労度を考慮して認められた特別な控除である。この場合、税制上の特別控除を認める以上、対象者について何らかの基準により限定する必要があるが、学校教育行政における観点とは無関係に税制独自の立場で限定することは困難であることや、適正な執行を図る観点からも客観的な基準が必要であることから、教育行政において、学校教育を行う教育施設として法的な位置付けが明確となっている学校教育法等の法律で規定されている学校等の学生を対象としているもの。</p> <p>したがって、卒業生に日本の大学院への入学資格を与えるなどの措置が講じられたとしても、当該措置は外国大学の日本校を学校教育法の学校等と位置付けるものではないことから、これを学校</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>(再意見)</p> <p>1. 不動産取得税、固定資産税、住民税、都市計画税、事業所税（総務省）および法人税、寄付金（財務省）について</p> <p>「学校法人と同様に公共性を担保する仕組み（総務省）」または「一定の公益性が制度上担保（財務省）」が必要とあるが、テンプル大学は米国において正規の大学として認められており、同日本校は米国本校と同一プログラム内容、入学・卒業条件で大学教育を提供している。また、同日本校はその本校を認定する本国の認定団体からも認定を受けており、これは大学の「公共性」「公益性」を証明するものである。さらに、外国大学の日本校について、我が国の大学との接続を可能にする制度が整備されつつある。実際にこの制度で指定される日本校には、本国の認定や本校と同一のプログラム内容、学位提供などが条件として含まれる見込み</p>	<p>教育法の学校等と同様に税制上取り扱うことは困難である。</p> <p>（租税条約に基づく教授等の受入れに関する所得税の免税措置）</p> <p>租税条約に基づく教授等の受入れに関する所得税の免税制度の適用対象者については、学校行政における観点とは無関係に税制独自の立場で特定することは困難であることや、適正な執行を図る観点からも客観的な基準が必要であることから、教育行政において学校教育を行う施設として法的な位置付けが明確になっている学校教育法第一条に規定する学校において教育又は研究を行う者を対象としている。したがって、学校教育法第一条に規定する学校と位置付けられていない当該日本校には、本制度の適用はない。</p> <p style="text-align: right;">【財務省】</p> <p>日本の学校法人と同様に公共性を担保する仕組みがとられることが前提でないと、課税上の取扱いを横並びにすることを検討の対象とすることはできない。</p> <p style="text-align: right;">【総務省】</p> <p>(再対処方針)</p> <p>（法人税、寄付金に関する取扱いについて）</p> <p>1. 上記に関し、前回の回答において「我が国の課税上の取扱いは内外無差別である」旨指摘したところであるが、これに対して、提起者からは、外国大学の撤退という過去の事例を根拠として、「我が国の高等教育分野への対日投資が困難となっており、これは、現行の法人税法上の取扱いが『障壁』になっていることによるもの」とするかのような再意見が出されている。</p> <p>2. しかしながら、問題提起の対象とされている税制は、以下の理由により、そもそも「輸入や対日投資の障壁となっている具体的政府規制等」として取り扱うことは不適當である。</p> <p>当該日本校の運営主体となっている法人（本ケースでは有限会社）については、我が国の内国法人と位置付けられる以上、これに対する法人税法上の</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>である。このように相当程度質が保障された教育を提供することにより、公共性（公益性）が担保されていると見なし得るのではないか。</p> <p>また、「学校法人によって運営される学校」とすることにより解決できるとあるが、日本の大学として学校法人になるためには、定員認可制度やカリキュラム上の規制などがあり、米国大学がその特徴を生かした運営をすることは難しい。また、各種学校として学校法人になるためには、提供する教育の質に関係なく、地方自治体（本学の場合は東京都）が定めた校舎、校地の自己所有用件、財産保有用件などを満たす必要があり、実現は困難である。</p> <p>さらに、「課税上の取扱いは内外無差別であり、対日投資に関する障壁には全く該当しない」とあるが、80年代に進出した多くの外国大学が、いづれも厳しい規制のため都市部では学校法人となることが難しく、本学を除くほとんど全ての大学が撤退したという事実が、高等教育における対日投資がいかに困難であるかを実証している。日本の高等教育の競争力が先進国の中でも低迷している理由のひとつは、教育における対日投資が困難な環境の中で、提供する教育の質にかかわらず、規制に守られた学校法人のみが税制優遇され、大学が競争力を養う機会を失ったことにある。</p> <p>2．消費税、勤労学生控除、租税条約に基づく所得税免税措置（財務省）について</p> <p>外国大学の日本校に係る取扱いについては、多様な教育の選択肢の提供や、高等教育の一層の国際化に貢献し得るといった利点を踏まえつつ、我が国における大学の質保障制度の基本の上にならば検討が進められ、その結果として外国の学校教育制度において大学と位置付けられているものについて、我が国の大学との接続を可能にする制度が整備されつつあると承知している。したがって、我が国の大学との接続が認められる外国大学の日本校については、学校教育行政において、相当程度の質の保証が確保されているものと考</p>	<p>取扱いは、その出資元が外国法人であったとしても、内国法人が学校運営を行う通常の場合と全く同様であり、このような意味において法人課税上の内外格差は生じ得ない。</p> <p>提起者は、問題提起の背景として、「当該日本校を学校法人によって運営することになれば、定員認可制度やカリキュラム上の規制などにより特色ある学校運営が妨げられる」旨主張しているが、これは、優れて、学校教育法及び私立学校法に基づく、学校及び学校法人のあり方等の問題であって、これを根拠に税制上の取扱いを問題視するのは的外れといわざるを得ない。その意味で、問題提起の仕方そのものに錯誤があるのではないかと考えている。</p> <p>3．なお、前回、既に回答したところであるが、「学校法人等」に対する法人税法の取扱い等を改めて整理すると、以下のとおりである。</p> <p>わが国の法人税法においては、事業目的の公益性、利益の分配や残余財産の帰属に関する制限等の観点から一定の公益性が認められる法人を「公益法人等」として区分している。「学校法人」はそのひとつの類型として位置付けられている。他方、株式会社や有限会社は、出資者に利益を分配できる営利法人であることにかんがみ、「公益法人等」とは異なる「普通法人」として取り扱うこととされている。</p> <p>わが国の法人税は、このような法人の組織形態やその性質に対応した課税を行うことを基本としており、その旨、国会において承認された法人税法において明確化されている。また、このような枠組みの法人税法を前提として、広く経済・事業活動が行われているところである。</p> <p>（消費税、勤労学生控除、租税条約に基づく所得税免税措置の取扱いについて）</p> <p>4．上記に関し、提起者は、「当該日本校における学校教育内容は、学校教育法上の学校における教育と同等の質が確保されていると考えており、消費税法等の課税上の取扱いについては、いわゆる一条学校に準ずる学校として、一条学校</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>えられ、これを客観的な基準とすることは十分合理性があり、必ずしも学校教育法第一条に拠る必要はないのではないか。</p> <p>実際に他の省庁、および一般事業者では、外国大学日本校に対する制度が整備されることにより、当該日本校の質保証が確保されるものとし、学校法人に準ずる機関として同法人と同様の取扱いを行う方向を示している。財務省が異なる方向を示すことは、政府の方針としても矛盾するものではないか。</p> <p>また、外国大学日本校に我が国教育制度との接続を認める制度を整備する趣旨は、文部科学省が教育制度の多様化へのニーズを認め、学生に幅広い教育の選択肢を提供し、高等教育の一層の国際化を推進するといった利益を享受することにある。この趣旨を踏まえれば、財務省、総務省も同様に消費税の免除、勤労学生への所得税控除、租税条約に基づく教授等の所得税免税措置を認め、学生の選択を歪めない税制、高等教育の国際化を妨げない税制を整え、教育の多様化、国際化を推進すべきと考える。</p>	<p>と同等とすべき」旨の主張がなされている。</p> <p>5. しかしながら、このような主張に係る税制については、以下の理由から、そもそも「輸入や対日投資の障壁となっている具体的政府規制等」として取り扱うことは不適當である。</p> <p>学校教育に係る消費税法等の課税上の取扱いについては、それを行う教育機関が学校教育法上の学校として位置付けられるか否かをメルクマールとしており、しかも、当該教育機関の出資元の内外の如何を問わず、当該日本校を含めたすべての教育機関に同様のメルクマールが無差別に適用されることとなっている。</p> <p>当該日本校を、学校教育法上の学校として位置付けるか否か、さらにはその教育内容が学校教育法上の学校における教育内容と同等の質が確保されているか否かといった判断は、優れて、学校教育行政上の問題として所管省庁において主体的に判断されるべき事柄であり、財政当局はこれに関与すべき立場にはないと考えている。</p> <p>6. なお、前回、既に回答したところであるが、「学校法人等」に対する消費税法等の取扱いについては、税法上の特例対象を、学校教育行政上、学校教育を行う教育機関として法的な位置付けが明確である学校教育法等の法律で規定されている学校等やその学生を対象としているところであるが、これは、税法上の特例対象となる学校やその学生の範囲については学校教育行政における観点を踏まえる必要があり、これと無関係に税制独自の観点から特定することは困難であること、適正な執行を図る観点から特例対象の区分が明瞭となる客観的基準が必要であること等によるものである。</p> <p style="text-align: right;">【財務省】</p> <p>問題提起者は、定員認可制度やカリキュラム上の規制などを理由として、特徴を活かした運営をすることが難しいため、日本の学校法人となることは困難と主張しているが、同様な理由(特徴を生かした運営をしたい)により、学校法人</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>とならずに有限会社形態の下で教育機関を運営する主体については、その出資元が外国法人であるかどうかを問わず、学校法人に対する税制上の特例措置の対象にはならないものであり、そもそも、この税制上の取扱いは、「輸入や対日投資の障壁となっている具体的政府規制等」に該当しない内外無差別の仕組みである。</p> <p>いずれにしても、学校法人制度と同様な公共性を担保する仕組みがとられることが前提でないと、課税上の取扱いを学校法人と横並びにすることを検討することはできない。</p> <p style="text-align: right;">【総務省】</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
1-(3)	<p>大量所有自動車の登録に係る手続の見直し</p> <p>[在日米国商工会議所]</p>	<p>道路運送車両法は、自動車の登録所有者（以下「所有者」という。）の名称若しくは住所が変更された場合又は自動車の所有権が移転された場合、所有者に、かかる変更若しくは移転登録を15日以内に申請することを義務付けている。さらに、当該申請は、登録使用者（以下「使用者」という。）による自動車検査証記載事項の変更申請（自動車検査証の原本を添付）と同時になされなければならない。その一方で、法は、自動車を公道において運行する場合には、何時でも自動車検査証を自動車に備え付けることを要求している。かかる要請は、事業のために大量の自動車を所有する会社、とりわけ、商業リースとして大量の自動車を全国の顧客に供するリース会社にとって、従うことが現実的には不可能なものとなっている。法は、かかる困難に全く配慮しておらず、リース会社の経営効率化及びそれにより借主の負担を軽減する努力の障害となっており、これらのことが対日投資の障壁となっている。</p> <p>したがって、</p> <p>(1)大量の自動車を所有する者についての登録の変更及び所有権移転登録は、使用者による自動車検査証記載事項変更の申請とは別途に行えるようにし、それにより、所有者による申請時に自動車検査証原本を提出する必要をなくし、</p> <p>(2)当該変更は、より合理的な期間に電子化されたオンラインシステムによって行えるようにすることを強く要望する。</p> <p>（再意見）</p> <p>在日米国商工会議所（以下「ACCJ」）は、標記提案につき、国土交通省が、リース会社の直面している現実の且つ重大な困難に特に焦点をあてて再検討されることを求めます。</p> <p><u>ACCJが提起した問題について</u></p> <p>ACCJは、リース会社やその他の大量に自動車を所有する会社の会社再編、組織変更について、現実に存在す</p>	<p>(1)自動車検査証の記載事項に変更があったにもかかわらず、直ちに（変更又は移転登録と同時に）必要な変更手続きがなされない場合、所有者や使用者の氏名、住所等が自動車検査証を通して把握できないこととなり、その結果、車両の街頭検査等の取締りや安全かつ円滑な取引に支障を生じることとなるため、対応は困難である。</p> <p>(2)自動車関係手続きについては、平成17年12月より、一部地域において、新車新規登録手続きを対象として、オンラインで申請できるワンストップサービスシステムを導入することとしているが、平成20年までに、移転登録（所有者の変更の場合）変更登録（所有者以外の登録事項の変更の場合）も含め、全ての手続きについて、全国でワンストップサービスシステムを導入することを目指している。</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>（再対処方針）</p> <p>大量の自動車を所有している者にだけ、変更登録等の手続きと自動車検査証記載事項変更手続を切り離すよう制度改正することについては、特例が認められるためには、何台の自動車を所有していればいいのかという数値上の基準を設けることが困難であることに加え、所有者と使用者が同一の場合と異なる場合（リースや所有権留保車両等の場合）と</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>る重大な障害について問題を提起し、その解決を要請しているものです。</p> <p>企業再編、組織変更が日本企業及び日本経済を再活性化させてきたことは広く認知されているところです。日本における自動車リース・ビジネスは、比較的短期間に現在の地位まで成長してきたため、それ以前に制定された現行法に基づく自動車登録手続きは、自動車リース業という業態に対応していないものとなっています。このため、現行手続きは、日本の自動車ユーザーに低コストの効果的なリースサービスを提供するためのリース会社の合併、業界再編、組織変更などの主たる障害となっています。これは、日本の自動車リース市場への参入、業務拡大のための外国投資にとって特に大きな問題です。また、同様に、現行手続きは、大量の自動車を所有する日本の会社に対しても大きな障害となっています。これらの障害は、急速に変化するビジネス環境に対応する能力を減衰させ、リースの顧客にとって追加的コスト負担となり、リース業界の健全な発展の障害となっています。</p> <p>市場開放問題苦情処理対策室への申立において述べました通り、現行の車両登録変更手続きは、大量の車両を所有する会社に対し、その各々のリース車両について、15日以内に、車両使用者の申請と同時に、自動車検査証の原本を添えて、車両登録変更申請をおこなうことを要求しております。その一方で、いかなる自動車も、その自動車検査証原本を備え付けることなく公道を走行することを禁止されています。即ち、現行の手続きは、リース会社に対し、その再編、組織変更の日から15日以内に、全ての顧客からリース車両に備え付けられてる自動車検査証原本を回収して変更手続きを完了することを求めているものでございます。リース会社1社が全国各地に10万人以上の車両運転者を有している例も珍しいものではありません。これらの事実は、現行の登録手続きがリース会社としては従うことが実務的には不可能な要件を課していることを明確に示しており</p>	<p>での取り扱いをどのようにすべきか、そもそも国民全体のうち大量の自動車を所有している一部の者にだけ法令上の特例を認めるということとなり公平性という観点から問題がある。</p> <p>また、現在、わが国における登録自動車の保有台数は約5200万台であるが、リース車両数は約300万台といわれている。こうした中で、リース車両について自動車検査証の記載事項の変更手続きを切り離した場合、中古自動車の取引や街頭検査等の取締りに何ら影響がないとはいえない。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>ます。</p> <p>この実務的に対応不能な要件は、リース業界及びその他の業界の大幅な再編、また、日本の自動車リース市場に対する外国投資の障害となっています。</p> <p><u>ACCJの要請の範囲と国土交通省が対応困難とする理由について</u></p> <p>ACCJの提案は、国土交通省が回答作成にあたって認識されたであろう範囲よりも遥かに狭い範囲を対象としています。ACCJは、当該所有者がその名称若しくは住所を変更し又は他のリース会社に大量の自動車を1回の取引において一度に譲渡する場合の自動車登録変更手続等について改正を要請しているものです。自動車検査証記載の自動車使用者の情報を変更する手続きについて改正を要請しているものではありません。また、ACCJは、リース会社が特定の1台の自動車を譲渡、処分する際に係る登録手続きを含め、全ての所有者の全ての変更手続きについて改正を要請しているものでもありません。</p> <p>国土交通省は、車両の街頭検査等の取り締まりに支障を生じる、安全かつ円滑な取引に支障を生じる、との事由により、対応は困難であると述べておられます。しかし、上述の通り、ACCJの提案の範囲は、国土交通省が想定されたものよりも遥かに狭いものです。このため、警察官による車両の街頭検査及び安全かつ円滑な中古自動車の取引に何らの影響を与えるものとはならず、したがって、国土交通省の掲げた事由のいずれも、ACCJ提案にはあたらないものと思われま</p> <p><u>国土交通省の車両登録ファイル(MOTAS)について</u></p> <p>国土交通省は、全国の自動車登録について、MOTASと呼ばれる自動車登録ファイルを維持管理しています。ACCJの提案が実施されることにより、MOTASに、より早く最新の情報が登録されることとなります。よって、ACCJの提案が実施され、より正確なMOTAS登録情報が関係機関に共有されることにより、車両の街頭</p>	

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>検査等の取締りや安全かつ円滑な取引に資するものとなると思われます。</p> <p><u>ワンストップサービスについて</u></p> <p>国土交通省が現在のところ予定しているワンストップサービスは、依然として変更登録時に使用者の同時申請及び自動車検査証原本の提出を要求するものと思われるため、ACCJの提起した問題を解決することとはならないと思われます。このシステムは、その他の申請書類の提出のみを円滑化するものです。上述の通り、リース会社に対する自動車変更登録手続きにおける障害は、使用者による同時申請と自動車検査証の原本提出が求められている点にあります。ワンストップサービスの導入は、リース会社が直面している困難に対して、解決策を提供するものとはなりません。</p>	

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
2-(1)	外国人経営者の在留資格基準の明確化 [外国人経営者]	<p>1 経緯 (略)</p> <p>2 問題点 在留資格「投資・経営」は、外国人が日本において企業経営活動を行うに当たって基礎となるものであり、これを安定的に取得することは、安定的に企業経営を行うに当たって必要不可欠である。従って、申請者としては当然、審査を通過させるよう条件を整える心構えである。ところが審査基準そのものが不明瞭であることから、条件を整えようにも整えることができないため、申請を行っても不許可とされる危険を回避できない。このようにいつ在留資格「投資・経営」の申請が不許可となり、経営者が日本に滞在できない状況が発生するか予測ができないことが、経営の安定性を損なう要因となっている。</p> <p>なお、審査基準が不明瞭であっても、申請に対する審査結果の正しい理由が明確に申請者に伝えられれば、この段階で是正すべき要件が明確となるが、それもなされていない(本件の場合、示された“理由”が変遷し、当初は事実と異なる説明がされている。)</p> <p>このように、現状の入国管理では、審査基準と不許可の理由が明確にされておらず、このことが申請者に対して法令に沿った形を把握する機会を与えず、申請者の申請内容に不備を生成させる状況となっていると同時に、審査を通過させるか否かを入国管理局が恣意的に決定するという状況を生じさせており、こうした状況が、外国人が日本で起業して活動を行っていく上で大きな障害となっている。</p> <p>申立人会社は日本における過去7年間にわたる企業活動において、公的機関からの受賞歴も含む数々の実績を有しており、かつて借入先金融機関も含め民間企業から外国人だからという理由で差別的な扱いを受けたことはないが、今回の在留資格「投資・経営」の申請不許可により、取引先企業等から外国人が経営する企業の安定性に疑念が生じている。</p>	<p>(1) 審査基準の明確化 入管法では別表により各在留資格を設け、我が国の外国人の受け入れ方針を明らかにするとともに、在留資格をもって在留する外国人が本邦において如何なる活動を行うことができるかを具体的に規定し、在留外国人の法的地位の安定化を図っている。さらに、一部の在留資格による上陸の許可については、外国人の入国・在留が日本の経済や国民生活に及ぼす影響等の面から許可する外国人の範囲について、学歴や報酬額等についての基準を設け、法務省令の形で明定している。</p> <p>一方、在留資格の変更申請については、本邦において在留資格に該当する活動を行うことのほか、「提出された文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可する」ことができ、さらに「短期滞在の在留資格をもって在留する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。」ことが入管法第20条に規定されており、審査に当たってはこれら明文の規定に沿った形で審査が行われるものである。</p> <p>(2) 審査基準の公表 「投資・経営」の在留資格を始め、いくつかの在留資格についての具体的な取扱いについて法務省のホームページに掲載し、いかなる場合に許可を受けられるかについての明確化を図っているところである。</p> <p>また、在留期間については原則として3年とする取扱いを行っている。しかしながら、例えば当該事業が新規事業に当たり、事業の継続性を確認する必要がある場合、本件のように年間売上高1,700万円、損失4,700万円の事業所の経営状況から、事業が継続的に行われるかを短期間に確認する必要がある場合、あるいは前の在留期間中に経営者等に何らかの違反行為等があった場合で、その後の在留状況を確認する必要がある場合等については「1年」の期間を決定する取扱いを行っている。</p> <p>(3) 審査結果と理由の明示</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>対日投資並びに外国人の技術者・起業家の積極的な受け入れが日本国政府の方針として示されているところ、上記のような状況は、当社のみならず、これから日本において起業していこうとする外国人にとって、確実に不利な結果をもたらすものであり、今後の対日投資等にも障壁となる可能性がある。</p> <p>(1) 審査基準の明確化 認められる事項と認められない事項を明確に示し、申請者が法令に沿った形を把握できるようにする。入管担当者が言う「常識」ではなく、明文によって示された審査基準を元に審査が行われるようにする。</p> <p>(2) 審査基準の公表 上記で設定した審査基準を公表し、申請者が確実に知り得る方策を実施する。</p> <p>なお、在留資格「投資・経営」の在留期間には1年と3年があるが、どのような条件でそれが区別されているのかが不明であり、これについても明確化すべきである。</p> <p>(3) 審査結果と理由の明示 審査結果が不許可の場合、その理由を審査基準に照らし申請者が理解できるように明確に「通知書」で説明する。</p> <p>(4) 国の方針を反映した入国管理の実現 対日投資並びに外国人の技術者・起業家を積極的に受け入れていくという国の方針に鑑み、「投資・経営」の在留資格の審査に当たっては、企業の株主・取引先・金融機関等への責任に及ぼす影響も十分に考慮する。</p> <p>なお、昨年来の申請に際しては、審査に多大な時間を要するようになってきているが、ビザ更新申請後審査結果が出るまでに在留期限が切れると、実質ビザがない状態となり、ビジネス上での国外出張や金融機関との新しい契約に支障をきたすことから、審査の迅速化についても検討されたい。</p> <p>(5) 在留資格「投資・経営」の審査基準について 在留資格「投資・経営」申請の不許可理由として、東京入管は申立人に対し、「経営不振、赤字」、「事務所</p>	<p>本件不許可通知に当たっては、入管法第20条に規定する要件に適合しないことを通知書に記載し、通知したものである。</p> <p>(4) 国の方針を反映した入国管理の実現 平成15年度の総合規制改革会議の第3次答申において「在留資格認定証明書の申請の審査の迅速化・簡素化」を措置することが答申されたことを受けて過去の実績や規模等から不法残留等の問題が発生するおそれが少ないと認められる機関に係る申請については優良企業に係る申請として短期間に審査・処分を行う取扱いを行っており、申請案件の大多数はこれにより処理されている。</p> <p>他方、申請に対する審査を行うに当たっては、例えば会社の存在そのものに疑義が認められる場合等慎重な審査が求められる案件があり、必要がある場合には会社の実態を把握するための実態調査を行う場合や、あるいは疎明資料の追完や説明書の提出を求めることにより許可要件を満たしているものか否かの判断を行うことになる。この場合、実態調査に必要となる時間や追完資料を申請人側が用意するために一定の時間が必要となることになり、このことにより審査結果が通常の案件よりも遅くなる場合がある。</p> <p>(5) 在留資格「投資・経営」の審査基準について 「投資・経営」の在留資格は、外国人が本邦において投資した企業の経営を行う場合等を対象とする資格であるが、同在留資格に限らず入管法別表に規定されている在留資格を取得するためには、必ず同別表の下欄に規定されている活動あるいは同別表の下欄に規定されている身分を有した者としての活動に該当していなければならない。審査に当たっては本邦においてこのような在留資格に該当する活動を行うことが認定されなければならない。</p> <p>「投資・経営」の在留資格の認定は、本邦において事業の経営を開始し、又は本邦における事業に投資して又はそのようなことを行った外国人に代わってその事業の経営・管理を行うものであることから、その活動が継続して行われる</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>の名称が本人でないこと」を挙げているが、そもそも法務省令等にそのような要件は明記されていないところであり、これらが理由として挙げられた理由を明確にされたい。</p> <p>(再意見) 1. 苦情発生の背景にあると判断される事項 法務省回答の内容から、現行の入管法、法務省令、入管行政に以下の問題点があることが、曖昧な審査基準や入管の恣意的な審査等の苦情原因を生み出す根本にあると判断される。 問題点 1) 現行の入管法および法務省令、入管行政は、起業と継続的な企業運営が、近年においては大規模な資本と施設がなくても実現可能であることを想定していない。従って、大規模な資本と施設のない企業の審査にあたっては、入管が時として「常識」と称す</p>	<p>ことが必要であり、従ってまた、当該事業が継続して行われることが同在留資格に該当すると言えるために重要な要素となる。</p> <p>経営・管理を行おうとする事業に関し、赤字が継続していることは、この事業の継続性を考える上で疑問を生ぜしめる要素である。また投資・経営の在留資格については別に法務省令をもって基準が定められており、同基準として事業所が本邦に存在することが求められているが、通常、事業所は賃貸の場合、会社名称あるいは代表者名称で契約が行われ、会社名称や代表者名称でない賃貸借契約であった場合は事業所の確保について問題がないと認められる場合もあるが、特に合理的な理由を示さない限り、事業所が確保されているとの要件に適合しているとは判断できないとされる。</p> <p>本件については、不許可理由は通知書記載のとおりとなるが、東京入管が「経営不振・赤字」及び「事務所の名称が本人でないこと」の説明を行ったとすれば、前者は企業体が継続的に存立し、投資・経営の活動を継続して行うことができるか否かの検討を行った結果、確実に継続的活動が行われると認定できないとの結論に達したものと、また後者は事業所の確保が行われているとの認定ができないものとの判断に達したものである。</p> <p style="text-align: right;">【法務省】</p> <p>(再対処方針) (1) 審査基準の明確化 入管法は別表で在留資格ごとに本邦において如何なる活動を行う者が当該在留資格を取得することができるかを具体的に規定しており、また「投資・経営」を含む一部の在留資格については更に法務省令をもって上陸許可の要件となる基準を明文で規定している。この基準は上陸許可に関するものではあるが、在留資格の変更及び在留期間の更新等についても、上陸許可の場合に準じた取扱いをしている。このため、在留資格の変更の許可の要件は、法律上は、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>る裏の審査基準により恣意的な審査がなされている。しかもその審査は実態を捉えておらず、形式審査に終始している。</p> <p>問題点 2) 現行の入管法および法務省令、入管行政は、外国人が技術ベンチャー企業を起こすことを想定していない。従って、技術ベンチャーによくある起業後の投資とそれによる赤字を頭から否定的に捉え、企業の経営状況を赤字額のみによって画一的に判断している。</p> <p>従って昨今の企業形態の変化、経済情勢の変化を鑑みるとともに、政府・財界が打ち出している外国人技術者・外国人起業家の積極的な受入れを方針と一致した入管行政を実現すべく、その抜本的な再検討と改善を依頼したい。</p> <p>2. 法務省回答への反論(各論)</p> <p>(1) 審査基準の明確化</p> <p>今回の苦情申入れで特に問題としているのは、入管法で具体的に規定されていない、また法務省令で明定されていない、さらに法務省のホームページに具体的な取扱いが掲載されていないが、実際の在留資格審査において入管が基準としている、入管が時として「常識」と称する裏の審査基準が存在することである。</p> <p>申請の結果を左右するすべての審査基準については、申請者が申請時に認知できるよう、明文化されるべきである。</p> <p>(2) 審査基準の公表</p> <p>上述 1 で示した問題点があり、企業形態の変化、経済情勢の変化を織り込んだ入管行政が行われていない現状においては、在留資格についての具体的な取扱いの明確化は未だ十分ではない。</p> <p>申請の結果を左右するすべての審査基準について、まず明確化するとともに、申請者が申請事前に必ず認知できる公開の手段を講ずるべきである。</p> <p>また、在留期間決定の理由として、「本件のように年間売上高 1,700 万円、損失 4,700 万円の事業所の経営状</p>	<p>の理由があることと定められているが、実際には、申請人が行おうとする活動が入管法別表の下欄に定める活動に該当するか否か(在留資格該当性)、上記基準に適合するか否か(基準適合性)及び過去の在留状況に問題がないか等を審査して許否の判断をしている(入国在留審査要領関係部分別添(=添付略)のとおり)。</p> <p>このうち前二者の要件は、入管法及び法務省令により具体的に明定されているものである。一方、「過去の在留状況に問題のないこと」については明文の規定はないが、実務運用上は過去の違法行為や虚偽申請を問題としているものである。</p> <p>(2) 審査基準の公表 同上</p> <p>(3) 審査結果と理由の明示 不許可又は不交付の理由については、不許可又は不交付の通知書に理由の要旨を記載することとしている。なお「短期滞在」の在留資格からの在留資格変更申請に対しては、入管法第 20 条が「短期滞在の在留資格をもって在留する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする」と規定していることから、通常、同規定を不許可理由として引用している。いずれにしても、不許可理由については、同通知書の記載のみではなく、必要に応じてあるいは申請人からの求めに応じて、さらに具体的な説明を行っている。</p> <p>(4) 国の方針を反映した入国管理の実現 (1)の基準は、法務省令をもって定めているものであるが、入管法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して」定めることとされているとともに、関係行政機関の長との協議を経て定めることとされており、その意味で国内の関係行政分野における要請等を踏まえて、その時点での我が国の外国人の受入れ方針を示すものとなっている。</p> <p>(5) 在留資格「投資・経営」の審査基準について ア 在留資格該当性について 入管法別表第一の上欄に規定される</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>況」を挙げ、ことさらに経営不振を印象づけようとしているが、これは「投資・経営」の在留資格喪失後の数字を引用したものであることから、理由にはならない。</p> <p>(3)審査結果と理由の明示</p> <p>通知書に記載されている不許可の説明をする文章は、「相当の理由があるとは認められない」「やむを得ない特別な事情に基づくものとは認められない」等、2～3行で曖昧に記述されており、これでは、申請者はなぜ不許可にされたのか正確な理由を理解することができない。審査に裏の基準が存在したり、恣意的な審査が行われている現状では、申請者は不許可の理由を理解する機会がますます奪われている。</p> <p>まずは、審査基準の明確化を図ることが求められるが、それとともに、申請が要件に適合していないために不許可とされる場合、どの点が適合していないのかについて、入管は通知書に記述するべきである。この「どの点」を記述する範囲としては、その記述を申請者が読めば、その他の説明がなくとも、改善を図り、要件に適合した再申請ができる範囲であるべきである。</p> <p>(4)国の方針を反映した入国管理の実現</p> <p>起業後のベンチャー企業は、「新規事業」であることから在留期間が1年となることが多く、企業には「過去の実績」はもちろん、「規模」がない場合が多いため、「不法残留等の問題が発生するおそれ」が多いと見なされることになる。そのため、起業後のベンチャー企業の経営者のビザは、許可される在留期間が短いにも関わらず、審査に多大な時間が掛かることになってしまう。このことが起業後で企業体力の比較的小さなベンチャー企業にとっては大きな負担となる。在留審査の迅速化・簡素化を図る措置がとられているが、それは大企業や公的組織を視野に入れた措置となっている。</p> <p>先の私の申請から審査結果が出るまで実に9ヶ月を要しており、実態も把握されない上、あまりに不必要に時間が掛かりすぎている。この期間は、会</p>	<p>各在留資格は、外国人が本邦において行う活動に着目して設けられている資格であり、本邦在留中、当該活動が継続的に行われることを前提として許可されるものである。</p> <p>しかし、本件については、会社の経営状況に関し、資本金額や売上高に比して相当多額の赤字が連続している等の事情があり、申請人の行おうとする投資・経営活動の継続性に疑義が認められる。</p> <p>イ 基準適合性について</p> <p>「投資・経営」の在留資格に関して法務省令で定める基準の一つとして、申請人が経営・管理に従事する事業について「当該事業を営むための事業所が本邦に存在すること」が定められているが、本件の場合、本社とされている施設の賃貸借契約上の使用目的は住居であり、かつ賃貸借の契約も会社ではなく個人名義で行われている。会社が事業所として保有する施設は当該会社が所有し又は賃借するものであるのが当然であり、個人名義のものを使用するのであれば、そのことについて合理的な理由が必要であるとともに、実態調査を行って当該施設の状況を確認の上、事業所としての実態を有しているとは言えないと判断されたものである。</p> <p>なお、事業所の電話の契約の名義人も会社ではなく個人である。</p> <p>ウ 過去の在留状況について</p> <p>申請人は平成15年5月14日の在留期間更新申請に際して、従業員に関し虚偽の申立てを行っており、在留状況が良好とは言えない。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>社は代表者である私の就労ビザがないため、金融機関との新規契約ができない上、自身が外国に行くことができない等、事業活動を大きく阻害される。</p> <p>起業後のベンチャーは、安定した大企業に比べて、企業株主、取引先、金融機関等からの信頼を受けにくい。入管の不明瞭な審査基準と恣意的な審査によって、経営者の在留資格が不当に不許可となる可能性はできる限り排除されなければならない。</p> <p>(5)在留資格「投資・経営」の審査基準について</p> <p>「投資・経営」の在留資格の審査の基準は、法務省令「出入国管理および難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」の一で、次のいずれにも該当していることとされている。</p> <p>イ 当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること。</p> <p>ロ 当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者（法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。</p> <p>1)このうち、ロの規模については、「投資されている額が500万円以上あり、かつ、500万円以上の投資額が継続して維持されることが確認される場合」とのガイドラインが定められている。</p> <p>申立人は自らが経営する会社の資本金1000万円のうち925万円を出資しており、上記ガイドラインの定めを充足している。</p> <p>所管省は、</p> <p>「「投資・経営」の在留資格の認定は、本邦において事業の経営を開始し、又は本邦における事業に投資して又はそのようなことを行った外国人に代わってその事業の経営・管理を行うものであることから、その活動が継続して行われることが必要であり、従ってまた、当該事業が継続して行われることが同在留資格に該当すると言えるために重要な要素となる。」</p> <p>とするが、そのような規定は存在せ</p>	

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>ず、所管省はそのような存在しない規定に基づいて、恣意的に在留資格の審査を行っているものである。</p> <p>また、そのような恣意的な判断基準に基づいて行った</p> <p>「経営・管理を行おうとする事業に関し、赤字が継続していることは、この事業の継続性を考える上で疑問を生ぜしめる要素である。」</p> <p>との判断自体、次に述べる通り、不適切なものである。</p> <p>私が先に在留資格の申請を行った際、私が経営する会社の経営状況について具体的な調査・分析が行われることがないまま、「赤字がある」という理由だけで、経営不振と決め付けられた。</p> <p>しかし、企業にはさまざまな種類があり、ヒト、モノ、金の投下スタイルはさまざまであり、必ずしも常に安定した売上と規模を必要とするわけではない。特に技術ベンチャーは、事業による付加価値創造の可能性が大きく、将来の大きな利益を見込んで初めに大きな投資を行うことが多いため、起業後の赤字は珍しいことではない。そのような事業の継続性は、単純に赤字額のみで判断できるものではない。保有する技術力や知的財産、付加価値の創造力、市場価値などで多面的に分析され、最終的には株主と経営者の意思により確認されるべきである。それらの分析と確認がされないまま、入管が恣意的な審査により会社に引導を渡すようなことは許されるべきではない。入管がそのようなことをする可能性を持つとすれば、起業後のベンチャーは株主、取引先、金融機関等から信頼を受けて事業を行うことができなくなってしまう。</p> <p>(ただし、東京入管担当者に直接不許可理由の説明を受けた折、確認した事実としては、この経営不振の項目は不許可とした主理由ではなく、事務所名義が会社または代表者でないことが今回の不許可の理由であるとのことであった。)</p> <p>2)法務省令が定める「事業所が本邦に存在すること」という基準について、事務所の賃貸契約が「会社名義や代表</p>	

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>者名義でない賃貸借契約であった場合は事務所の確保について問題がないと認められる場合もあるが、特に合理的な理由を示さない限り、事務所が確保さえしているとの要件に適合しているとは判断できないとされる」と法務省回答にあるが、そのような審査基準があること自体、申請者は申請時に知るべきでない。又、実態として、私の会社が事業活動を実施する上で、現事務所の賃貸契約の名義が誰であるかは、なんらの支障原因にもなっていない。</p> <p>一般的に、会社の事務所の賃貸借契約が会社名義や代表者名義でないことは珍しいことではない。また、当社の場合、賃貸借契約の名義は当社への出資者であり、契約主は会社の利益に無関係ではない。</p> <p>「会社名義や代表者名義でない賃貸借契約であった場合」には事業所の確保が行われていないと認定されるというのは、不当である。</p>	

2 その他の案件

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
	<p>情報機器に付属するACアダプターの扱いに関する規制見直し</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>情報機器を米国から輸入する際にACアダプタが付属する場合がある。電気用品安全法により、ACアダプタは特定電気用品とされており、その輸入に際しては、自主検査の実施義務（輸入事業者が自ら、あるいは製造事業者が実施させる）及びその検査記録の保存義務ならびに適合性検査（登録検査機関が実施）の証明書の写しの保存義務が輸入事業者課せられている。</p> <p>自主検査については、輸入事業者自らが実施する場合、輸入後に開梱し、アダプタ1個1個についてかかる検査を行わなければならない、1個当たり500～1000円のコストが発生する。元々1個1000円程度のACアダプタの値段が2倍に跳ね上がることになり、自力での実行は不可能と言わざるを得ない。従って、輸入事業者が製造事業者に委託して実施させることとなるが、輸入事業者が製造事業者から検査記録を取り寄せる際にも、そのための追加的なコストが発生する。また、海外の製造事業者から検査記録を取り寄せる際、電気用品安全法の内容が海外製造事業者に周知徹底されていないため、輸入事業者からその都度法の要件を説明しなければならず、さらにかかる要件を明確に英文で説明する資料が存在せず、輸入事業者が自ら法を英訳抜粋し説明しているのが現状である。これらの説明のためには、法律だけでなく省令等複数の法令等を参照しなければならず、遠隔地の異言語の人間に対しこれを理解してもらうことは容易でない。従って、非常に手間とコストがかかる結果となっている。</p> <p>適合性検査証明書の写しの保存義務については、製造事業者が保有する証明書をコピーしたものやFAXなどで取り寄せたものでは不可とされている。このため、認証機関が、同製造事業者からの依頼を受けて正式に発行する「証明書写し」でなくてはならない。この要件を満たすには、輸入事業者が海外製造事業者に依頼し、認証機関から直接証明書の原本を送付してもらう必要がある（輸入事業者が直接当該証</p>	<p>要望1</p> <p>情報通信機器(電気用品安全法対象外機器)に付属されるACアダプターであっても、本体と一体不可分の構造であるとはいえ、単体として他の機械器具に使用される場合もあり得ることから、このようなACアダプターについては、電気用品安全法の直流電源装置として安全を確保することが必要である。</p> <p>また、電気用品安全法は、日本の製造又は輸入事業者に課されている義務であり、海外の製造事業者に検査を委託した場合などであっても、輸入事業者が検査記録の内容を把握し、保管しておくことにより、輸入する電気用品の安全を確保することが必要である。</p> <p>以上のことから要望を受け入れることは不可能である。</p> <p>要望2</p> <p>電気用品安全法第9条第1項で規定する適合性検査については、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品として定める「特定電気用品」にのみ課している義務である。つまり、適合性検査は安全を確保する上で重要なものであり、当該義務を履行したことを証する証明書については、コピーやFAXといったものではなく、検査機関が発行する正式な原本又は副本といった信頼性の高いものである必要がある。電気用品安全法以外の製品安全関係法令（消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法）においても、同様の理由から、検査機関が発行する正式な原本又は副本の保存を義務づけている。</p> <p>以上のことから要望を受け入れることは不可能である。</p> <p>要望3</p> <p>電気用品安全法は海外の製造事業者ではなく、あくまでも国内の事業者（製造事業者及び輸入事業者）に技術基準適合義務を課すものであるが、国内制度の一層の透明性を進めるとの観点から、電気用品安全法の英語版については、現在、準備中であり完成次第当省のホームページに掲載する予定である。また、同</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>明書の写しを発行するよう認証機関に依頼しても、製造事業者と認証機関は守秘契約関係にあるため、対応してもらえない。しかし、上述したように、電気用品安全法の内容が海外製造事業者に周知徹底されていないため、非常に手間とコストがかかり、実質的に製造事業者側における履行は困難な結果となっている。</p> <p>(改善要望)</p> <p>情報通信機器(電気用品安全法対象外機器)に付属するACアダプタについては、専ら機器と一体的に使用されることが想定されており、他の電気製品とともに使用される可能性は低いことから、接続されるべき情報通信機器以外に接続しないよう、取扱説明書で注記することを条件に、電気用品安全法第8条及び第9条の規定について、以下の特例措置を講じて頂きたい。(</p> <p>1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入事業者が、海外製造事業者により既にPSEマークが表示されているACアダプタを輸入する際には、電気用品安全法第8条第2項により規定されている輸入事業者による検査記録(海外事業者から取り寄せた検査記録)の保存義務及び同法第9条第1項により規定されている輸入事業者による適合性検査の証明書の保存義務を免除していただきたい。(2) <p>また、これらの措置が困難な場合でも、同法第9条第1項により規定されている輸入事業者による適合性検査の証明書の保存義務については、輸入事業者は認証機関が正式に発行する「証明書写し」の保存だけでなく、製造事業者が保有する証明書のコピー・FAX等の保存についても認めていただきたい。</p> <p>また、電気用品安全法について、その内容を海外製造事業者に周知徹底するとともに、内容について英文で説明する資料を作成公表し、輸入事業者が海外の製造事業者等に説明する際に自由に利用できるようにして頂きたい。</p>	<p>法施行令及び同法施行規則についても順次英語版を掲載する予定である。</p> <p style="text-align: right;">【経済産業省】</p> <p>(現在の検討状況)</p> <p>問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
	<p>電子レンジ用圧力鍋に対するPSCマーク取得のための検査方法の改善</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>家庭用圧力鍋を国内で販売するためには、消費生活用製品安全法により、事前にPSCマークの取得が義務付けられている。しかし、米国で一般的に流通している電子レンジ用圧力鍋を日本に輸入・販売するにあたってPSCマークを取得するには、現在、電子レンジ用圧力鍋のための検査マニュアルが存在しない。</p> <p>直火用圧力鍋は直接火にかけ、また換気扇設備があり温度変化も大きい台所での使用が前提である。一方、電子レンジ用圧力鍋は火を使わず、電子レンジの中での使用に限定されるため温度変化も限定される。容量も1～2リットルと小さく、また、通常タイマーにより加熱するため、消し忘れなどの心配もないと思われる。このように、使用方法も使用環境も大幅に異なる製品であるにもかかわらず、直火用圧力鍋と同一の検査を行なう必要がある。具体的には、圧力鍋は加熱時に取っ手の温度が室温+40度以内と定められているが、電子レンジ用圧力鍋の場合は庫内の温度測定が出来ないため、結果的に測定不能となり、実質的にPSCマークの取得が不可能となっている。</p> <p>米国においては100万個以上が流通している商品であるが、重大な事故が発生したという話は聞いたことがなく、販売に際して検査が不要なものである。かかる製品に対し、直火用圧力鍋と同じ検査を適用するのは合理的ではない。</p> <p>したがって、直火で使用する圧力鍋とは異なる、電子レンジ用圧力鍋に対するPSCマーク取得のための検査方法を新たに設定して頂きたい。具体的な専用の検査マニュアルを設定し、そのマニュアルに沿った検査による輸入を望む。また、既に米国で流通している商品については、検査要件またはその一部免除を行なうなどの措置を検討して頂きたい。</p>	<p>圧力鍋は外気圧以上の圧力を加えて調理する機能を有するため、その構造や品質、使用方法によっては予想外の蒸気漏れ等を惹起し、使用者が火傷等の障害を負う危険性を否定できない製品である。</p> <p>このため、消費生活用製品安全法では、「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」を特定製品として定め、別途定める技術基準への適合を求めているものであり、これは、加熱器が電子レンジに限定されるにしても、加圧して調理する機能を有する鍋や釜であるならば、「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」として取り扱うべきものと考えている。</p> <p>電子レンジ用圧力鍋は、我が国においても1990年頃国内事業者により市場投入されたことがあるが、この際、取っ手の温度上昇の測定方法として、鍋本体に水を張り、投込みヒーターにより加熱した後を取っ手の温度を測定するという方法が採用されている。取っ手の温度上昇については現在も当時の方法で検査され、これに合格したものが流通していると認識している。</p> <p>したがって、電子レンジ用圧力鍋は、取っ手の温度上昇が測定できない故に、実質的にPSCマークの取得ができないという御指摘は当たらないものと考ええる。</p> <p>なお、最近では、米国製電子レンジ用圧力鍋を輸入しようとする事業者が登録検査機関に技術基準適合確認を依頼したものの、水が沸騰する以前に圧力調整装置が異常を来し、取っ手温度の測定が不能となった事例があったと聞いているが、これは測定方法の不備によるものではなく、圧力調整装置が異常を来したことにより、鍋の中の水の温度が、技術基準適合確認のための取っ手の温度測定の際に必要な状態に達しなかったことによるものであり、圧力調整装置が円滑に作動しなかったことそのものが、「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」の技術基準不適合とされたものと考えている。</p> <p style="text-align: right;">[経済産業省]</p> <p>(現在の検討状況)</p> <p>問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
	<p>電波を利用した自動車関連装置に関する規制緩和</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>1 自動車には、キーレスリモコンドア開閉装置、タイヤ空気圧監視システム等、微弱電波を利用した装置が装着されているが、現行の電波法の規制により、車両の輸入・輸出時に以下の問題が発生している。</p> <p>北米で使用されているキーレスリモコンドア開閉装置、タイヤ空気圧監視システム等の周波数帯、及び電界強度（電波の強さ）と日本の電波法規制値が異なっているため：</p> <p>安全性向上のために北米メーカーが装着しているタイヤ空気圧監視システムを、日本国内では取り外さなくてはならない。</p> <p>また、日本メーカーが同装置を装着した車輛を輸出する際、日本国内で同装置が作動しない様にした後、北米到着時に同装置を作動させる等、多大なコストが発生している。</p> <p>海外で販売されている車輛にメーカー装着されている電波を利用した装置は、日本国内でも、変更を加えず利用出来る様にして頂きたい。具体的には、北米にて使用されているタイヤ空気圧監視システムは、315 MHz または 434 MHz の周波数帯を使用するが、電界強度が日本の電波法に定める許容値（周波数が 322MHz～10GHz ならば、35 μV/m）を超えているため、免許が必要な無線局という扱いになってしまう。よって、日本で使用可能な電界強度を米国並にまで拡大して頂きたい。また、仮に拡大が認められない場合には、北米で販売されている自動車及び北米向けに日本国内で製造する自動車に限り、特例として上記電波装置の国内における作動を許可して頂きたい。</p> <p>2 電波有効利用政策研究会においては、その最終報告書に記述されているとおり、微弱電波を利用した免許不要局に対する電波使用の有料化が議論されている。</p> <p>現在普及している車輛の安全技術には、無線LANやタイヤ空気圧監視システム等の微弱電波を利用した装置が多々使われており、将来、更に普及が拡大することが予想される。こうした</p>	<p>1 現在、電波法において、発射する電波が著しく微弱な無線局（以下「微弱無線局」という。）については、免許を要しないこととしており、当該微弱無線局の基準として、以下のとおり規律しているところである。</p> <p>無線設備から 3 m の距離における電界強度の強さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 500 μV/m 以下（322MHz 以下の周波数を使用する場合） ・ 35 μV/m 以下（322MHz を超え 10GHz 以下の周波数を使用する場合） <p>これらの規律は、免許を受けた無線局の運用を保護すること及び将来の電波利用への影響を踏まえ、規律されているところである。</p> <p>現在、要望される周波数帯においては、既に航空安全用又はアマチュア無線用に使用されている周波数帯であり、これらの既存の無線局の運用が保護できるかどうか詳細な検討が必要である。</p> <p>なお、当該要望案件については、平成 15 年 11 月に募集された規制改革要望において、同様な要望内容が内閣府規制改革会議事務局にも寄せられたところであり、現在、本件について、要望される周波数帯での導入が可能かどうか、国内の業界団体と調整を図りながら検討を進めているところである。</p> <p>2 ご指摘の現行無線LANや微弱無線局等の帯域非占有型の小電力無線システムについては、電波有効利用政策研究会最終報告書においても、電波利用料徴収の対象外との結論を得ており、ご懸念には当たらない。</p> <p style="text-align: right;">【総務省】</p> <p>（現在の検討状況）</p> <p>問題提起者は当面この対処方針で了解。（現在、総務省にて国内業界団体と装置の利用実態や仕様等について事前調整を行っているところであり、今後、既存無線局との周波数共用の可能性をはじめ、微弱無線局または一定の技術的条件を確保し免許不要とする小電力無線局にするか等について今年度内を目途に検討を行う予定。）</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>装置の使用する電波が有料化の対象になると、安全装置のコストに電波使用料が上乘せされることとなり、経済的負担が増大し、安全技術の進歩と普及の阻害要因となることが懸念される。</p> <p>また、その結果として、安全性能の高い自動車の市場アクセスが抑制されるという影響が憂慮される。(因みに欧米では、微弱電波を利用した免許不要局に対する電波は有料化されていない。)</p> <p>微弱電波を利用した免許不要局に対する電波有料化については、慎重な検討を引き続き行なうようお願いしたい。</p>	